

# 司法支援建築会議運営委員会議事録

(2011年度第3回)

(記録：事務局)

A. 日 時：2011年9月2日（金）10時30分～12時15分

B. 場 所：日本建築学会会議室

C. 出席者：委員長 小野徹郎

委 員 有馬 賢 池永博威 大森文彦 柿崎正義、神田 孜 瀬尾和大  
鈴木秀三 鈴木計夫 仙田 満 田中淳夫 松原忠策 松本光平  
山口昭一

(敬称略)

## D. 提出資料

- 資料No.3-1 前回（6月23日）議事録案
- 資料No.3-2 司法支援建築会議創立10周年記念連載
- 資料No.3-3 司法支援建築会議運営規程（改正）
- 資料No.3-4 専門委員候補者推薦依頼手続きの流れ（最高裁民事局）
- 資料No.3-5 ソウル中央地方法院判事 朴贊錫氏の来会
- 資料No.3-6 裁判の迅速化に係る検証に関する報告書（施策編）（抜粋）
- 資料No.3-7 裁判の迅速化に係る検証に関する報告書（概要）
- 資料No.3-8 鑑定人推薦依頼（国土交通省建設工事紛争審査会）
- 資料No.3-9 戸建木造住宅の工事監理業務の範囲と責任
- 資料No.3-10 2011年度建築紛争フォーラム「戸建住宅を巡る建築紛争」－紛争解決に向けて、さらに予防へ－
- 資料No.3-11 裁判所への講演会講師推薦（横浜地方裁判所、さいたま地方裁判所）
- 資料No.3-12 会報10号
- 資料No.3-13 司法支援建築会議運営規程第5章「支部」規程改正
- 資料No.3-14 倫理委員会委員推薦依頼
- 資料No.3-15 「建築紛争と設計、施工、管理に係る基・規準類に関する研究会」の委員構成
- 資料No.3-16 暮らしの手引き（第一東京弁護士会）

## E. 確認事項

### 1. 前回議事録（案）について

事務局から前回議事録案（6月23日）の確認がなされ承認した。

## F. 報告事項

### 1. 司法支援建築会議設立10周年記念連載

小野委員長から、建築雑誌7月号に連載記事第9回「普及・交流部会報告」と8月号に第10回「支援部会報告」が掲載されたとの報告がなされた。

### 2. 運営委員会規程の改正

小野委員長から、運営規程の改正が7月21日理事会で承認されたとの報告がなされた。改正箇所は以下の通り。

- ①裁判所の他に国の裁判外紛争処理機関への支援を行う（第2条（目的）、第4条（種別））
- ②調停委員・鑑定人候補者の他に専門委員を推薦できるようにする。また業績の評価・顕彰ならびに支援対象に調停委員・鑑定人の他に専門委員を加える（第3条（事業）（2）（3））
- ③70歳以上の経験豊富な会議会員に引き続き会議の活動にご協力いただくため会議会員の年齢制限の上限を取り払う（第4条（種別）（1））

### 3. 専門委員候補者推薦依頼手続きの流れ

小野委員長から、最高裁から裁判所が当支援会議に専門委員の推薦依頼をする手続きの流れ

れ、推薦依頼書の記載事項について内容確認の依頼があったとの報告がなされた。

#### 4. ソウル中央地方法院判事 朴贊錫氏の来会

小野委員長から、最高裁からの依頼により、10月13日（木）14時にソウル中央地方法院判事朴贊錫（パク・チャンソク）氏が来会し、本会議の設置目的や活動内容について委員長と懇談を行うとの報告がなされた。なお田中委員に同席願うことにした。

#### 5. 裁判の迅速化に係る検証に関する報告書

仙田委員から、最高裁「裁判の迅速化に係る検証に関する検討会」の第4回報告書の内容について、建築関係訴訟の平均審理期間の推移、長期化要因に関する施策（契約書面作成に関する業界慣行の改善、適切な鑑定人推薦、司法と建築家団体との連携等）、法廷等の施設整備、弁護士の専門領域の明示等について説明がなされた。

#### 6. 部会報告

##### (1) 支援部会

田中部会長から、国土交通省建設工事紛争審査会から鑑定人候補者の推薦依頼があり、現在部会委員に推薦を依頼中であるとの報告がなされた。

##### (2) 調査研究部会

松本部会長から、「戸建木造住宅の工事監理業務の範囲と責任」の概要説明がなされた。  
(意見)

- ①監理業務は補助的業務とあるが補助的業務ではない。ちょっと違和感がある。
- ②設計図書がない場合には工事監理という概念自体がない。必要最小限の工事監理では工事監理の意味・役割を考えると疑問である。
- ③必要最小限の工事監理であると一般には工事監理はこの程度でよいと受けとられかねない。設計図書がないときに工事監理業務と称する業務のことではないか。
- ④最小限の工事監理項目の中に耐久性の項目が必要では。
- ⑤「はじめに」の（前提）で監理の業務内容を明確にしてはどうか。

検討の結果、次回再度検討することにした。なお本日の意見を踏まえた修正については大森委員に協力願うことにした。

##### (3) 普及・交流部会

###### 1) 裁判所への講演会講師推薦

柿崎部会長から、横浜地裁、さいたま地裁へ講師候補者として以下の方々を推薦したとの報告がなされた。

###### ①横浜地裁：

- ・「長周期地震動の問題と対策」10月～12月 田村和夫氏（千葉工業大学）
- ・「液状化等の問題と対策」10月～12月 若松加寿江氏（関東学院大学）

###### ②さいたま地裁

- ・「ひび割れ、雨漏り問題」2012年1月19日 土田恭義氏（ダイフレックス）
- ・「追加工事に関する諸問題」2012年1月19日 都甲栄充氏（ATM一級建築士事務所）

###### 2) 会報10号刊行

柿崎部会長から、会報10号刊行報告がなされた。

#### G. 審議事項

##### 1. 司法支援建築会議運営規程第5章「支部」の改正

小野委員長から、前回運営委員会以降の経緯（運営委員会での意見を踏まえて「支部」の規程改正案を作成し委員のご意見を伺った）と改正案についての大森委員、山本委員、池永委員のご意見の紹介がなされた。そのうえで委員長としては当支援建築会議支部については学会会員以外の方で当支援建築会議の活動にふさわしい方を支援建築会議の会員とすることができるように「支部」の規程改正をしてはどうかとの提案がなされた。

(意見)

- ①学会会員外の方に参加してもらうには会員になってもらうのが筋ではないか。

- ②固いことを言わないで会員外の方にも参加してもらってもよい。
- ③学会会員としての責任や会員の会費を使って活動することを考えると、特別な場合に会員外の方に入ってもらってはどうか。
- ④この問題は割り切りが必要だが2つの方法が考えられる。①会員外の方を連携会員とする②会員外の方には学会の倫理規程などの学会のルールを守っていただくことを前提に支援会議会員とする。
- ⑤この支援建築会議を立ち上げた時には高齢会員の活動の場を提供し会員を増やすことが目的であったはずである。学会会員以外の方が支部支援建築会議会員になれるのなら、北海道だけではなく関東・東海・近畿など全国の支部に波及する。当初の目的と乖離することになる。
- ⑥北海道の司法支援建築会議は学会会員よりも裁判官や弁護士を中心に立ちあがった経緯があり、本部の支援建築会議とは成り立ちがちがう。
- ⑦名古屋は学会会員だけだとまともな組織にならない。
- ⑧この問題は支援建築会議だけにとどまらず学会全体の組織のあり方に波及する大きな問題である。慎重な検討が必要だ。

## 2. 倫理委員会委員推薦依頼

小野委員長から、倫理委員会から、同委員会として今後倫理教育充実や倫理教材の作成のために、当運営委員会に委員推薦依頼があったとの説明がなされ、検討の結果櫻井一弥氏（東北学院大学准教授）を推薦することにした。

## 3. 「建築紛争と設計、施工、管理に係る基・規準類に関する研究会」の委員構成

小野委員長から、前回の委員会で設置が承認された表記の研究会の委員構成案が紹介され、承認された。なお研究会に池永博威委員にも参加いただくことにした。

## H. その他

### (1) 暮らしの手引き（第一東京弁護士会）

小野委員長から配布資料の紹介がなされた。

## I. 次回

- ・日時：11月10日（木）14時～16時30分
- ・場所：建築学会会議室

以上